

# 民事裁判手続のIT化について

## 我が国の現状

- 平成16年の民訴法改正で、オンライン申立て等を可能とする規定を整備し、平成18年に支払督促手続についてオンラインでの申立て等を導入したが、民事訴訟一般は最高裁規則等が未整備のため、オンラインでの訴え提起等は不可
- 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

## 諸外国の状況

- アメリカを始めとする欧米諸国では裁判手続のIT化が普及  
(もっとも、国により内容等に違いあり)
- 近年、韓国やシンガポールなどのアジア諸国でも急速に裁判手続のIT化が進展・拡大

## これまでの経緯

平成29年6月  
「未来投資戦略2017(成長戦略)」

平成30年3月  
内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において、報告書の取りまとめ  
「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ  
—「3つのe」の実現に向けて—  
①e提出, ②e事件管理, ③e法廷の実現

平成30年6月  
「未来投資戦略2018)」

同年7月～  
「民事裁判手続等IT化研究会」における検討  
(計15回の研究会)

令和元年12月  
「民事裁判手続のIT化の実現に向けて」  
(報告書)の取りまとめ

## 研究会報告書の概要

民事裁判手続を全面的に(訴え提起から判決に至るまで)IT化する。

### 1 訴え提起

オンラインによる訴え提起を認める。

### 2 送達

事件管理システムを利用した送達を認める。

### 3 口頭弁論

ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日の実現を図る。

### 4 争点整理

ウェブ会議等の利用を拡充し、効率的な争点整理を実現する。

### 5 証人尋問

テレビ会議等を利用した証人尋問の要件を緩和する。

### 6 書証

事件管理システム上の書証の電子データを閲覧する方法による証拠調べを実現する(原本は必要に応じて確認する)。

### 7 判決

判決書を電子的に作成し(電子署名)、事件管理システムにアップロードする。

### 8 訴訟記録の閲覧等

訴訟記録を電子化した上、当事者については随時のオンラインアクセスを認める。

### 9 その他

濫訴防止策, 特別の訴訟手続の創設等



# 提案内容① 訴訟の開始(訴え提起, 訴状の送達)

## 訴えの提起

【現 状】 訴状を裁判所の窓口を持参又は郵送する方法しか認められていない。

【問題点】 訴状の窓口への持参又は郵送には時間や手間がかかる。



### 提案内容

- ① 裁判所に事件管理システムを設ける。
- ② 事件管理システムを通じたオンラインによる訴え提起を認める。



### オンライン申立ての義務化

段階的な実現を目指すこととしては、どうか？

- ①任意化(法第132条の10の規則を制定)
- ②弁護士等の士業者については義務化
- ③原則義務化  
(本人サポートの充実など環境整備が条件)

## 送 達

【現 状】 郵便によって訴状等を被告に交付する方法によって送達している(特別送達)。

【問題点】 送達が完了するまでに時間がかかる。特別送達の費用も要する。



### 提案内容

#### システムを利用した送達

- ① 通知アドレス(電子メール, SNSなど)の登録制度を設ける(訴訟係属前の事前登録制度については当面は個人は対象外)。
- ② 訴状等のデータがアップロードされたことを被告に通知し, 被告はシステムから訴状等のデータをダウンロードする。
- ③ 送達時期は, 被告がシステム上で訴状等のデータを閲覧した時とする。
- ④ 被告が一定期間閲覧しない場合に備え, みなし送達のルールを設ける。

### 課題

通知アドレスの登録がされない場合におけるシステム送達の特則(原告の提供するアドレスに通知をし, みなし送達のルールは適用しない)について



虚偽のアドレスが提供される危険性



裁判所

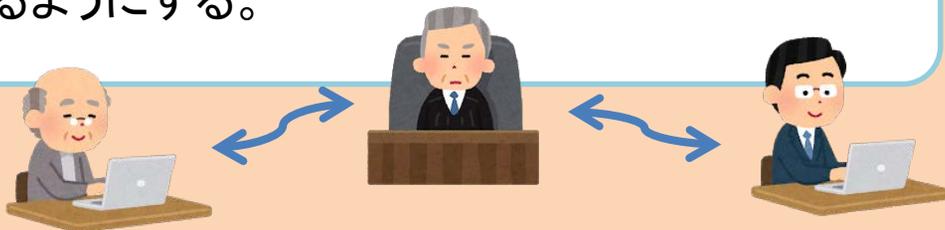
## 争点整理

【現 状】 電話会議等は認められているが、一方当事者の裁判所への出頭は必要（弁論準備）。

【問題点】 期日によっては、双方当事者ともに出頭してもらわない場合も。  
遠方の裁判所の場合は往復で1日かかることも。

### 提案内容

ウェブ会議等を通じて、当事者双方が不出頭でも、争点整理を行えるようにする。



### その他

- ・ウェブ会議の接続先の条件や変更命令のルールも設ける。
- ・口頭弁論期日，進行協議期日などについても，双方不出頭の期日を認める。

## 証人尋問

【現 状】 証人は裁判所に出頭し，裁判官の面前で証言するのが原則  
例外：①遠隔地に居住している場合，②証人威迫のおそれがある場合は，  
テレビ会議による証人尋問も可（最寄りの裁判所への出頭は必要）

【問題点】 テレビ会議が使える場合が限定列挙となっており，柔軟な対応ができない。

### 提案内容

- 限定列挙となっている現行法の要件を拡充し，
- ① 年齢や心身の状態も含め裁判所に出頭困難な場合
  - ② 当事者の同意がある場合
- についても，ウェブ会議等を利用した証人尋問を認める。

### その他

柔軟な対応を確保し，また，適正な尋問を実施する観点から，証人の所在場所については，（通信環境が整備され，かつ，不当な第三者による影響を排除することができる）適正な尋問を行うことができる場所として最高裁規則で定める地とする。

## 提案内容③

## 判決・訴訟記録の閲覧等

### 判決

【現 状】 判決書は、紙媒体で作成されることを前提として、裁判官が署名押印した上、当事者に郵便等で送達される（裁判所に出頭して受領することも可）。

【問題点】 判決書の送達まで時間がかかる。

#### 提案内容

- ・ 判決書は電子的に作成する（電子署名をする）。
- ・ 事件管理システムに判決書のデータをアップロードし、その旨を通知する。



#### 課題

判決の言渡しについても、みなし送達のルールを適用するか？



判決の重要性などに照らして、みなし送達のルールを適用することには慎重にすべきという意見も。

### 訴訟記録の閲覧等

【現 状】 訴訟記録の閲覧・謄写は、裁判所において、裁判所書記官に対して請求をする必要がある。

【問題点】 裁判所に出頭する必要がある。

#### 現在検討中の案

- ① 訴訟当事者については、いつでも、事件管理システムにアクセスして、訴訟記録の閲覧をし、また、ダウンロードをすることができるようにする。
- ② 第三者については、裁判所書記官に対して、訴訟記録の閲覧を請求することができる（裁判所内のPCなどで閲覧する。）。
- ③ 利害関係のある第三者については、裁判所書記官に対して、訴訟記録の謄写を請求することができる。

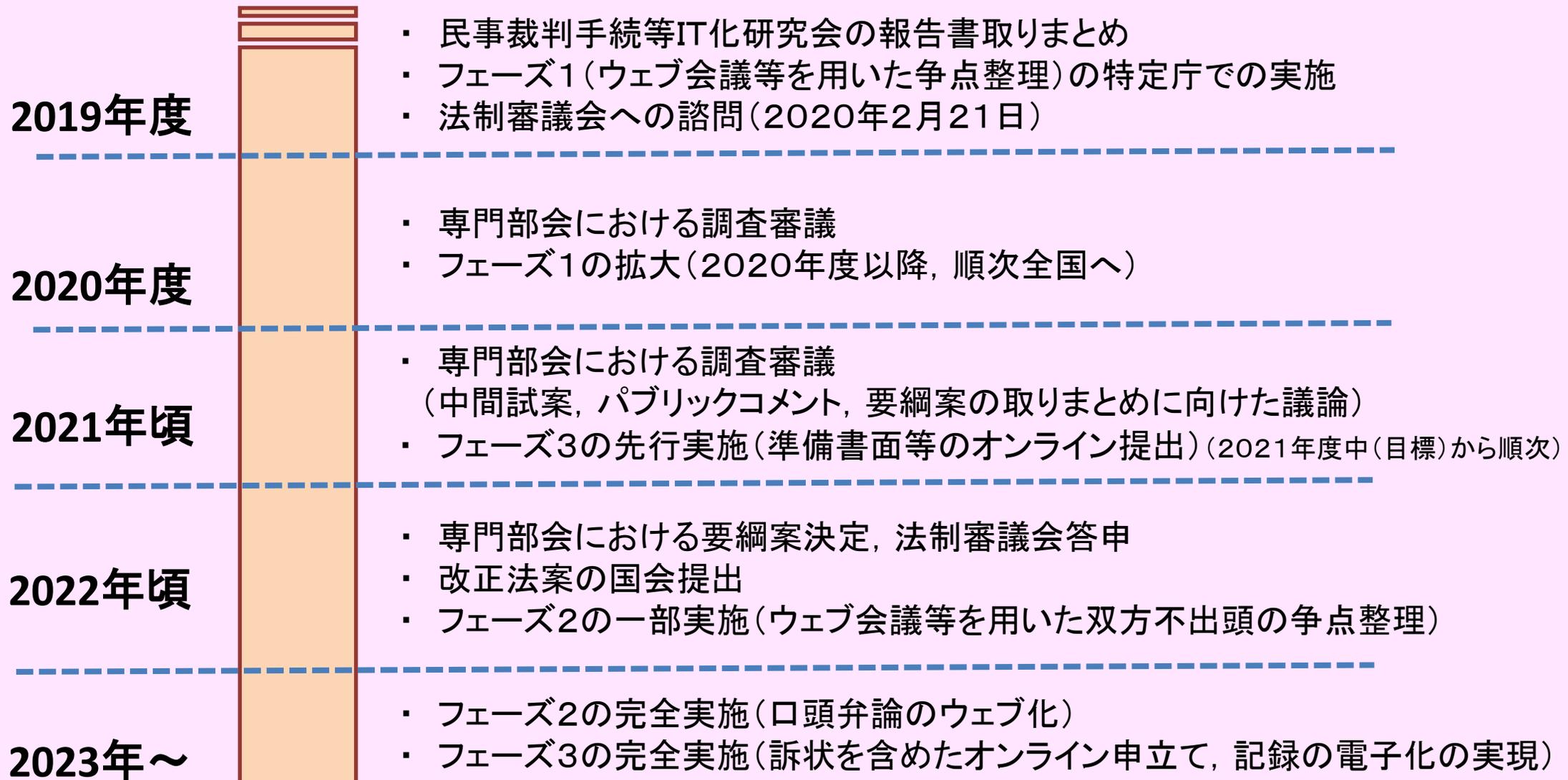
Downloading...

#### 課題

第三者の閲覧・謄写については、受訴裁判所以外の裁判所からでもアクセスできるようにするか？



# 実現までの工程表(目標)



「成長戦略2018」では、民事裁判のIT化は段階的に実現していくこととされており、  
①まずは、現行法の下で、ウェブ会議等の運用を拡充し、争点整理等の充実を図る(フェーズ1)、  
②次に、所用の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現する(フェーズ2)、  
③最後に、システム構築などの環境整備を行い、オンライン申立てを実現する(フェーズ3)  
とされている。